

## 第8章 その他の参考事例

この章では、製造業元方指針に基づく安全衛生管理に限らず、自動車・自動車部品製造会社と請負会社が協力、連携して安全衛生活動を行っている事例について紹介する。

### 事例1 協力的活動について

ここでは、自立的に積極的な安全衛生活動に取り組んでいる安全衛生協会の概要を紹介する。

#### (1) 目的

A自動車安全衛生協会（以下協会と言う）はA自動車株式会社（以下Aと言う）構内において作業を行う、会員会社相互の協調により、安全衛生管理の推進を図り、災害・疾病を予防するほか、作業を円滑に実施することを目的とする。

#### (2) 会員

A構内作業で作業に従事する各仕入先を対象とし、Aの管理部署並びに協会の総務委員会・理事で承認された仕入先とし、協会活動（分科会並びに部会）に積極的に参加し、自己啓発・相互啓発に努める。

#### (3) 役員

会長 1名、副会長 2名、監事 2名、理事 必要数、顧問 A、専務理事 1名、常務理事 1名

#### (4) 事業

- ① 定期総会（年1回）協会の会則や事業計画、予算に関する事項の審議・承認を行う。
- ② 臨時総会（必要時）会長が必要と認めるときに会長が召集する。
- ③ 夏期・冬期安全衛生大会（7月・12月）連休前に開催、連休工事請負に関する決起集会と位置付ける。
- ④ 理事会（年3回）総会や大会に提案する事項の審議・承認を行う。
- ⑤ 総務委員会（年12回）諸事業の企画を行い、各部会・分科会活動に対し助言・指導を行う。

#### (5) 専門分科会活動

各分科会は総務委員会の指導のもと、会員各社が協会の方針や通達事項などを具体的に実行する為の支援活動を行う。

- ① 広報分科会 協会の活動を会員各社にタイムリー（月2回を目安）に伝達する。  
主な内容
  - ・ 会員、役員名簿などの改訂情報
  - ・ 行事計画、総会・理事会・部会活動報告
  - ・ ルールの変更や追加の案内
- ② 教材分科会 協会が独自に教育用教材を計画的に整備するもので、企画編集・発行する。
  - ・ A構内作業など安全ルールに関する教材の整備
  - ・ 法の遵守などに必要な構内作業資格を習得する為の教材の整備

- ・ 危険有害作業となる特別教育資格を習得するための教材の整備
- ③ 講習分科会 法的に定められた特別教育のほか、A構内のルールとして定められた資格に対し、教育などを企画し講習会の開催から資格の付与を行う。
  - ・ 専門講師養成講座 専門講師修了証を発行する
  - ・ 一般作業対象特別教育 資格証を発行する
- ④ 指導分科会 自主自立型安全文化の構築を目指し、現場で活かせる災害未然防止活動の指導や支援を行い、休日・連休工事等の現場作業状況の確認や施工会社へ直接指導を行う。
  - ・ 協力会パトロール員・部会パトロール員による現場パトロール
  - ・ 電動工具、電気機械器具類の一斉点検の実施
  - ・ 協力会パトロール員のパワーアップ研修会の開催
  - ・ 会員会社への災害未然防止に向けた自主勉強会開催の指導支援
  - ・ ルールの見直し、安全衛生点検チェックリストの見直し検討など

#### (6) 部会活動

会員会社は、業種別に区別された部会に必ず所属し、各部会長のもとで特色を活かした災害未然防止活動に協する。部会には、会長が指名した正副部会長並びに若干の理事をおき、年間を通じ事業計画を立て推進する

#### (7) 事務局の主な業務

- ① 総会、安全衛生大会、研修会、理事会等、会議体の企画・運営
- ② 災害・事故情報に対する対応と会員会社への横展開
- ③ 各部会、分科会活動に対する運営支援
- ④ 協力会規定類および各種教育用教材のデータ管理と整備
- ⑤ 関係諸官庁・外郭団体やAグループ等への対応
- ⑥ その他

#### (8) 会員各社の安全衛生活動

- ① 安全衛生管理体制の確立
- ② A構内ルールの徹底
- ③ 安全衛生提案制度の実施
- ④ 労災保険加入の推進
- ⑤ 安全衛生活動の推進事項
- ⑥ 工事の安全衛生管理
- ⑦ 事故・災害・異常時の処置と再発防止対策
- ⑧ 労災かくしの防止

### **事例2 安全意識の維持・高揚のための時間の確保**

毎月1回1時間、工場内すべてのライン及び生産に関する作業を停止して、元方の作業員、関係請負人の作業員とともにそれぞれテーマを決めて安全グループ討議を行い、安全意識の維持・高揚を図っている。

### **事例3 担当部門の設定による連携の強化**

連絡・調整・指導等を徹底するため、すべての構内協力会社に対して、それぞれの指導担当課を決めて、安全衛生管理を指導している。

また、元方が開催する工場の安全衛生委員会や、職場ごとの安全衛生会議に協力会社をオブザーバ参加させ、安全衛生に関する情報の共有を図っている。

#### **事例 4 トップによる安全衛生指導**

小事故がなくなる現場で、工場長が始業から 30 分間同じ現場に立って作業を観察し、不安全な箇所、行為等がなくなるまで毎日指導している。

#### **事例 5 他工場見学会の開催**

安全衛生協会の主催で、年 1 回他社の工場を見学する機会を設け、他社の安全管理活動を直接見るにより、相互研鑽しレベルアップを図っている。

#### **事例 6 安全衛生協力会によるリスクアセスメントの支援**

元方事業者の構内で行う工事に関して、請負事業者がリスクアセスメントを共通の方法で実施できるようにするため、安全衛生協会が元方事業者の協力の下に、市販の表計算ソフトを利用して、いくつかの条件を選択していけばリスク評価が簡便に行え、リスク低減方策が提示されるアプリケーションソフトを作成し、会員企業に無償で配付した。

同時に、そのアプリケーションソフトを使ってリスクアセスメントを実施するための講習会を安全衛生協会が開催し、普及に努めている。

